



資料 1

高度救命救急センターの指定について

〔事務局〕

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和7年12月8日

目次

- 1 これまでの議論**
- 2 救急医療対策事業実施要綱の整備基準**
- 3 国「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」**
- 4 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」（案）**
- 5 指定プロセス**
- 6 本日お伺いしたい事項**

1. これまでの議論（前回会議の振り返り）

【概要】

- 県内の近況や全国の高度救命救急センター設置状況を踏まえ、新たに2つの高度救命救急センター（県内計4センター）を設置する方向で検討していく。
- 指定にあたっては、客観的なデータや実績を示す。
- 2病院（聖マリアンナ医科大学病院、北里大学病院）を高度救命救急センターとして追加指定することについて、概ね賛成のご意見をいただいた。



高度救命救急センターとして、救急医療対策事業実施要綱等に定める基準に加え、県として必要と考える項目、客観的なデータや実績による評価について整理した。

2. 救急医療対策事業実施要綱の整備基準

(1) 高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである。

(2) 高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

ア 医師

常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする。

イ 看護師等医療従事者

特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする。

(3) 設 備

高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

3. 国「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(医政地発0629第3号)

救命救急医療機関(第三次救急医療)の機能【救命医療】（※ 一部抜粋）

医療機関に求められる事項

緊急性・専門性の高い脳卒中、急性心筋梗塞等や、重症外傷等の複数の診療科領域にわたる症例や診断が難しい症例等、他の医療機関では治療の継続が困難かつ幅広い疾患に対応して、高度な専門的医療を総合的に実施する。

その他の医療機関では対応できない重篤な患者への医療を担当し、地域の救急患者を最終的に受け入れる役割を果たす。

また、救急救命士等へのメディカルコントロールや、救急医療従事者への教育を行う拠点となる。

さらに、救命救急センターの中でも、高度救命救急センターについては、特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な重症外傷等の診療を担う。

・ 高度救命救急センター等の地域の基幹となる救急医療機関は、平時から、重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の人材の育成・配置、院内の体制整備を行い、地域における重篤患者を集中的に受け入れる役割を担う。

また、厚生労働省が実施する外傷外科医等養成研修事業を活用して、テロ災害発生時等における銃創や爆傷等にも対応ができる体制を構築すること。

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」（案）

(国) 基準等		評価の「視点・観点」（案）	備考
救急医療対策事業実施要綱	高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである	①重症外傷等患者への対応 充実段階評価における評価 指肢切断実績 重症熱傷実績 重症急性中毒実績	3年連続でS評価である 3年連続で実績がある 3年連続で実績がある 3年連続で実績がある
	高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする	—	—
	医師 常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする	—	—
	看護師等医療従事者 特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な勤員体制をあらかじめ考慮しておくものとする	—	—
	高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする	—	—
疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師（日本救急医学会が認定する救急科専門医等）・看護師が常時診療等に従事している	①重症外傷等患者への対応 専従医師数 救急医療に関する専門性が高い看護師の配置 重篤患者受入実績	3年連続で充実段階評価の評点3点（最高点）を獲得している
	重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の配置		救急看護認定看護師、集中ケア認定看護師、クリティカルケア認定看護師、急性・重症患者看護専門看護師、小児救急看護認定看護師、小児プライマリケア認定看護師、特定行為研修修了者で、救急部門の外来、ICU・HCUに配置されている看護師の有無
	地域における重篤患者を集中的に受け入れる		3年連続で充実段階評価の評点4点（最高点）を獲得している
	外傷外科医等養成研修事業を活用して、テロ災害発生時等における銃創や爆傷等にも対応ができる体制を構築する		過去3年間で修了者がいる
	日本外傷学会　外傷専門医研修施設である 日本熱傷学会　熱傷専門医研修施設である		
	重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の人材の育成を行う 医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力している	②救急医療の教育研修機能 救急科の専門研修基幹施設である 日本救急医学会の指導医指定施設である 臨床研修基幹施設である 臨床研修医の受入状況	3年連続で充実段階評価の評点2点（最高点）を獲得している
	災害時に備えて積極的な役割を果たす		災害拠点病院である 原子力災害拠点病院である
	都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たす 都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師を参加させる		県メディカルコントロール協議会代表又は学識経験者として医師が参加している
	複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時を含めて24時間365日必ず受け入れることが可能である		県周産期救急医療システムの基幹病院又は中核病院である 小児中核病院又は小児地域医療センターである 県精神科救急医療システムに係る基幹病院である
	必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急医療を提供する	⑥救命救急医療の提供 ドクターヘリの所有及び活用 ドクターカーの所有及び現場出動実績	ドクターヘリとドクターカーとの連携による出動実績（R4又はR5）があるもの（転院搬送は除く）
	—		他の視点・観点を踏まえ、定性的評価を行う
	—	⑦広域性 広域性	

(参考資料1)

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」（案）

今回、2病院を指定するにあたっての視点・観点及び客観的データは以下のとおり。

①【重症外傷等患者への対応】

視点・観点：

広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有しており、当該患者を集中的に受け入れる役割を担っているか

客観的データ：

- 充実段階評価における評価（S評価）
- 専従医師数、重篤患者受入実績 ※1
- 救急医療に関する専門性が高い看護師の配置 ※2
- 指肢切断、重症熱傷、重症急性中毒受入実績 ※3
- 外傷外科医等養成研修の研修修了者有無、日本外傷学会の外傷専門医研修施設であるか
- 日本熱傷学会の熱傷専門医研修施設であるか 等

※1 充実段階評価における各医療機関の得点を参考に評価を行う

※2 救急看護認定看護師、集中ケア認定看護師、クリティカルケア認定看護師、急性・重症患者看護専門看護師、小児救急看護認定看護師、小児プライマリケア認定看護師、特定行為研修修了者のいずれかでありかつ救急部門の外来、ICU・HCUに配置されている看護師の有無を評価する

※3 過去三年間連続して実績がある場合を評価する

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」（案）

②【救急医療の教育研修機能】

視点・観点：

高度で専門的な知識等を要する患者に対応可能な医師・看護師等を育成するため、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じて地域の救命救急医療の充実強化に協力しているか

客観的データ：

- ・ 臨床研修基幹施設、救急科専門研修基幹施設、日本救急医学会指導医指定施設であるか
- ・ 救命救急センターの臨床研修医の受入状況 等

③【災害対応】

視点・観点：

災害時に積極的な役割を果たせるか

客観的データ：

- ・ 災害拠点病院
- ・ 原子力災害拠点病院

④【県事業への協力】

視点・観点：

県又は地域メディカルコントロール体制の充実に当たり積極的な役割を果たしているか

客観的データ：

- ・ 県メディカルコントロール協議会への参加 等

4. 県の高度救命救急センター指定に係る「視点・観点」（案）

⑤【医療体制の充実】

視点・観点：

5 疾病・6 事業に係る医療体制の整備・充実を図っているか

客観的データ：

- ・ 県周産期救急医療システムの基幹病院又は中核病院
- ・ 小児中核病院又は小児地域医療センター
- ・ 県精神科救急医療システムに係る基幹病院 等

⑥【救命救急医療の提供】

視点・観点：

必要に応じ、ドクターへリやドクターカーを用いた救命救急医療を提供しているか

客観的データ：

- ・ ドクターへリ、ドクターカーの所有及び現場出動実績 等

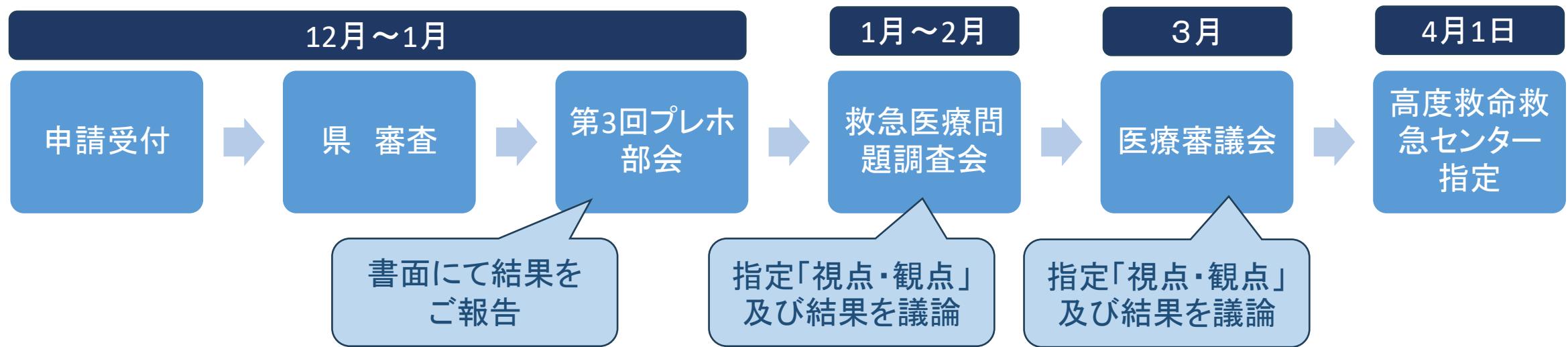
⑦【広域性】

視点・観点：

二次医療圏にとどまらず三次医療圏における救急医療に対応可能であり、現に積極的に協力しているか。

※「広域性」については、他の視点・観点を踏まえ、定性的評価とする。

5 指定プロセス（今後の進め方）



6 本日お伺いしたい事項

○高度救命救急センター指定にあたっての「視点・観点」についてご意見を伺いたい。

説明は以上です。